

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、十日町市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
東下組さわらびセンター （旧 東下組地区生活改善センター）	十日町市東下組1112番地2 （旧 十日町市東下組1353番地）	大会議室 （旧 大会議室、小会議室）	57.77 （旧 68.00、 32.40）	令和5年1月18日
西部会館	十日町市稲荷町四丁目398番地6 （旧 十日町市稲荷町4丁目398番地6）	大会議室 中会議室	69.97 33.12	令和5年1月18日
十日町市ふるさと会館 （旧 ふるさと会館）	十日町市真田甲1691番地	大広間 中広間	82.67 38.77	令和5年1月18日
十日町市魚野田川活性化施設「よんたご」 （旧 十日町市魚之田川活性化施設「よんたご」）	十日町市中条戊2211番地	大会議室	49.70	令和5年1月18日
十日町市室野克雪管理センター （旧 室野克雪管理センター）	十日町市室野4286番地	集会室	102.00	令和5年1月18日